

2005～2006年度 文部科学省「科学研究費補助金」研究
(若手研究(A) 研究課題番号 17683001)

市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究
中間報告書

NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けた
アンケート調査報告(速報版)

2006年3月

今瀬 政司

(特定非営利活動法人 市民活動情報センター 代表理事)

目次

1. 調査研究の趣旨	2
(1) NPOと行政の「協働型の委託契約事業」へのニーズの高まり	
(2) 協働事業でネックとなる従来型の「委託契約書」	
(3) NPOと行政の協働契約システム「協働契約書」の開発・提唱	
2. 委託契約書の実態把握と「協働契約書」の検証・改良開発普及	5
~ NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査結果（速報版）~	
(1) 行政からNPOへの委託契約事業（協働型・従来型）の実態	6
● 行政からNPOへの委託契約事業（協働型または従来型）を行った実績の有無	
● 行政からNPOへの委託契約事業を行った実績比率	
● 協働型と従来型の委託契約事業の実績（1件当たり平均額）[2004年度]	
● 協働型と従来型の委託契約事業の実績（1団体当たり平均件数と平均額）[2004年度]	
● 委託契約事業の実績としてはどのような事業か	
(2) 行政からNPOへの委託契約書（協働型・従来型）の基本的関係の実態	8
● 協働型の委託契約書の指針となる雛型を持ち使っているか	
● 委託契約書における権利・権限ではNPO(受託者)と行政(委託者)はどのような関係にあると思うか	
● 委託契約書の締結で各条文・内容等の詳細な議論や相互確認を相手方と行うか	
(3) 行政からNPOへの「委託契約書」の実態と「協働契約書」の検証	10
● 権利(成果物等の著作権等)はNPOと行政のどちらに帰属すると定めているか	
● NPOが行政に支払う契約保証金は定めているか	
● 委託契約料の支払はいつと定めているか	
● 委託契約書に定めのない細かい業務処理の方法（意思決定権）の定め方	
● 委託契約書の解釈で疑義が生じた場合の対処の定め方	
● 委託業務内容の変更権限はNPOと行政のどちらに定めているか	
● 契約の相手方や第三者への損害賠償の責任の定め方	
● 契約の解除権や違約金徴収権はNPOと行政どちらに定めているか	
● 受託者のNPOに守秘義務（業務上知り得た秘密の公表禁止）を定めているか	
● 委託契約書の収支予算明細書（見積書）で定めている人件費の一日当たり単価 （代表・事務局長・主任クラス/事務局スタッフ・研究員クラス）	
● 一般管理費の基準は直接経費（人件費と物品費の合計）の約何%と定めているか	
● 事業の経緯や結果を「評価」する機会等で定めていることがあるか（有無/内容）	
● 事業成果をNPOと行政の両者が「次に生かすための方法」として定めていることがあるか （有無/内容）	
● 精算処理（請求）で必要と定めている証拠書類	
3. 「協働契約書」の更なる改良開発・普及をめざして	20

1 . 調査研究の趣旨

筆者（研究代表者 今瀬政司）は、(特活)市民活動情報センターにおいて、2005～06年度の2カ年にかけて、文部科学省「科学研究費補助金」研究事業として、『市民権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究』を行っている。本稿では、2005年度に、その一環として行った『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査』の結果（速報版）を中間報告（2006年3月）として紹介する。

(特活)市民活動情報センターのホームページなどで研究結果等を随時公表

<http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>

(1) NPOと行政の「協働型の委託契約事業」へのニーズの高まり

「NPOと行政の協働」という取り組みが、次代を切り開く新たな政策手段・事業手法として全国的にブームになっている。「協働」の取り組みには様々なものがあるが、その一つとしてNPOと行政の「協働型の委託契約事業」へのニーズが高まっている。

「NPOと行政の協働」の意義・あり方

NPOは公益性・非営利性の高い存在であり、「市民のニーズ発掘」、「市民の社会貢献や自己実現の場の拡大」、「公共サービスの質的向上」などを図る特質を持っている。

NPOも行政もそれぞれ単独ではできない事業が多くなり、目的を共有化して、互いの持ち味を活かしあい、力を合わせていかなければならないことが増えている。

そのためのあり方として、NPOと行政が「対等な関係」、あるいはさらに進んだ「市民優位の関係」の必要性が高まってきている。

(2) 協働事業でネックとなる従来型の「委託契約書」

NPOと行政の「協働型の委託契約事業」のニーズが高まっているが、事業のベースとなる「委託契約書」とその運用形態が従来からの一般的なもので、「NPOと行政の協働」の意義・あり方を必ずしも反映するものになっていない。従来型の委託契約書では、事業主体は行政であり、NPO等は事業を実施するが権利や主体性は限られ、下請けの立場である。NPO等への委託料に対する財・サービスの受益者は委託者としての行政であり、市民は行政を通じて間接的にそのメリットを享受するような契約形態となっている。そのため、事業の成果を十分に発揮できないことが少なくない。

従来型の委託契約書が「協働」のネックとなっている例

事業を進める際意思決定権を受託者のNPOが持たないことから（委託者の行政が中心に持つ形態）、NPO自身の持ち味を十分に発揮できない。

成果物等の権利（著作権等）が行政のみに帰属するようになっているため、その成果をNPOとして次の事業に十分に生かせない。

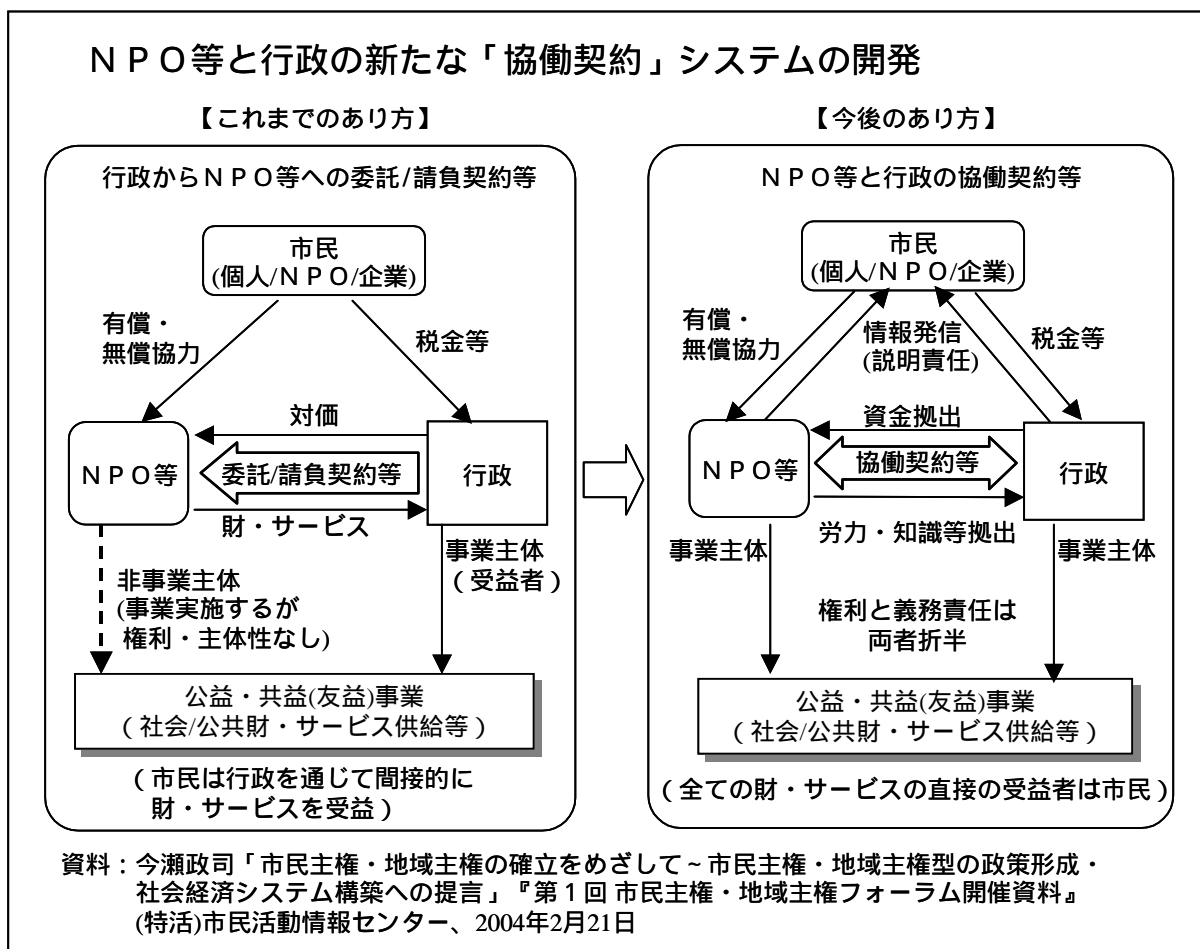
NPOと行政が権利・権限等の面などから対等な関係になれない。

(3) NPOと行政の協働契約システム「協働契約書」の開発・提唱

こうした従来型の委託契約書の形態を根本的な発想から見直すものとして、筆者は2002年頃から本格的に、「NPO等と行政の協働」の意義・あり方を反映した新たな契約システムを「協働契約」システムと名付けて研究開発し、実際の協働契約の事例づくりを模索するとともに、その普及活動として「協働契約書」のひながたを各方面に政策提案してきている【下図2点】。

【参考】今瀬政司「市民権・地域権の確立をめざして～市民権・地域権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民権・地域権フォーラム開催資料』（特活）市民活動情報センター、2004年2月

協働契約書では、NPO等と行政が「共に事業主体」となり、NPO等が市民協力で労力・知識等を拠出し、行政が税金から資金を拠出し、「権利と義務責任は折半する」という形での役割分担を図るようにする。財・サービスの直接的な受益者は行政ではなく市民全般であるとし、NPO等と行政を同等に、市民に対する財・サービスの供給者として位置づけるのである。この協働契約書が従来の委託・請負契約書等と異なる主な点は、甲乙を共に事業主体としている点、権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等に行っている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点（個人情報保護は勿論別に必要）などである。



「**事業**」に関する協働契約書
(NPO等と行政の協働契約書のひながた)

某行政を甲とし、某NPO等を乙として、甲と乙は、「**事業**」について、次の条項により協働契約を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 甲と乙は、事業主体として、「**事業**」(以下「協働業務」という。)を協働して実施するものとする。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の仕様書により、甲と協働して、協働業務を処理するものとする。

(契約料)

第3条 契約料は、金 円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、協働契約締結日から 年 月 日までとする。

(契約の内容の変更)

第5条 この契約の締結後、事情の変化により、契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約料の支払)

第6条 甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内に、契約料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)

第7条 この協働業務を通じて新たに発生する成果についての権利は、甲と乙の両者に帰属するものとする。但し、甲又は乙のおのおの既に帰属する権利は除く。

(権利の譲渡等)

第8条 甲又は乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、協働業務の実施に関し、この契約の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、この契約の相手方がその責めに帰する理由により契約の条項に違反したときは、違約金の徴収又は契約の解除をすることができる。

(契約書の解釈)

第11条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項によって、解決するために要する費用は、甲乙平等に負担する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地
組織名 某行政 代表者役職・名前

乙 所在地
組織名 某NPO等 代表者役職・名前

「**事業**」仕様書

1. 事業名 / 2. 事業目的 / 3. 協働業務内容 / 4. 実施期間・スケジュール
5. 実施方法(手法・体制) / 6. 事業費用(予算内訳) / 7. 事業成果

この協働契約書が、従来の委託・請負契約書と異なる主な点は、第1条で甲乙を共に事業主体としている点、第7条の権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等に行っている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点(プライバシー侵害情報等は勿論別)などである。

資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回 市民主権・地域主権フォーラム開催資料』
(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日

2. 委託契約書の実態把握と「協働契約書」の検証・改良開発普及

～ NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査結果（速報版）～

筆者は、行政からNPOへの協働事業における「委託契約書」について、全国レベルでの実態（現状・課題・ニーズ等）を把握するとともに、先に開発・提唱した協働契約システム「協働契約書」の具体的検証を進め、更なる改良開発と具現化のための普及方策を検討し様々な活動を展開している。以下、『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査』の結果（速報版）について、概要を紹介する。

（注1）本稿掲載の調査結果は、「速報ベース」（中間報告）のため、多少の集計ミス・誤差等の可能性がある。

（注2）調査時期は2006年1月～2月。

（注3）調査対象は以下のNPOと行政。

・NPO：全国のNPO法人（回答率2割強、回答数466件）

（（特活）日本NPOセンターのホームページ「NPO法人のデータベースNPO広場」で財政規模500万円以上のNPO法人すべてを対象（2006年1月現在））

・行政：全国すべての市区町村・都道府県・府省庁局（回答率4割弱、回答数878件）

（注4）本調査では、NPOと行政それぞれから、以下の3つのケースを回答してもらった。

[現状] 協働型の委託契約書の【指針】（雛型）による場合

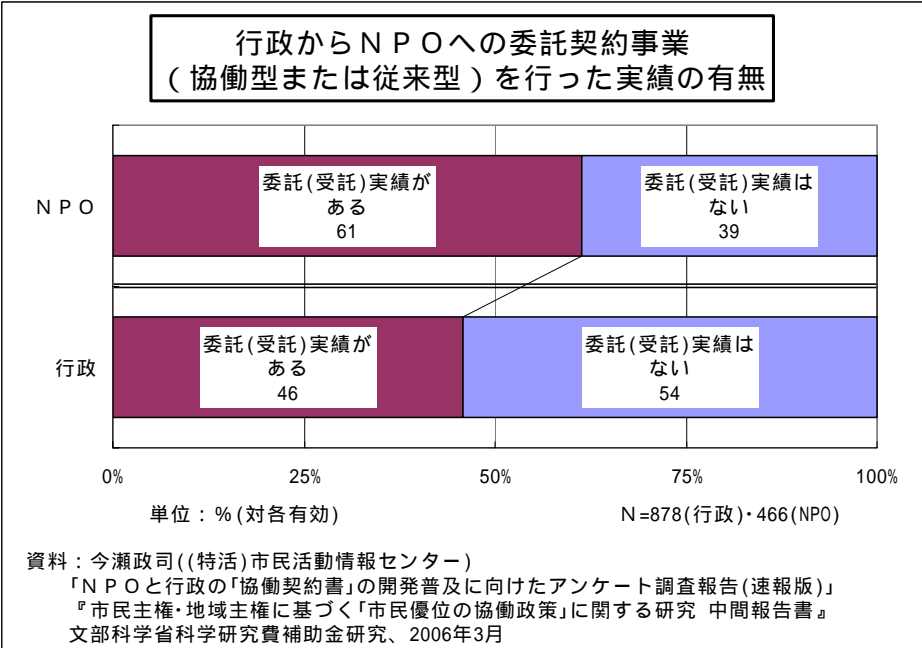
[現状] 指針とは別に各事業内容や事情によって【個別】の契約書で行われる場合

[今後] 【希望】としてのあるべき姿

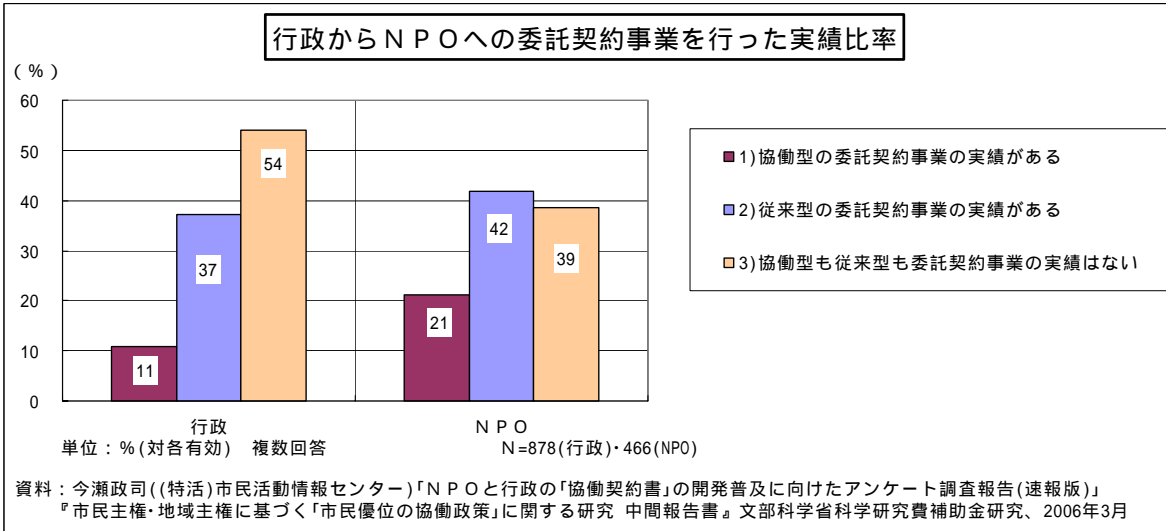
（注5）「協働型」と「従来型」の区別は、回答者それぞれの考えに従っている。

(1) 行政からNPOへの委託契約事業(協働型・従来型)の実態

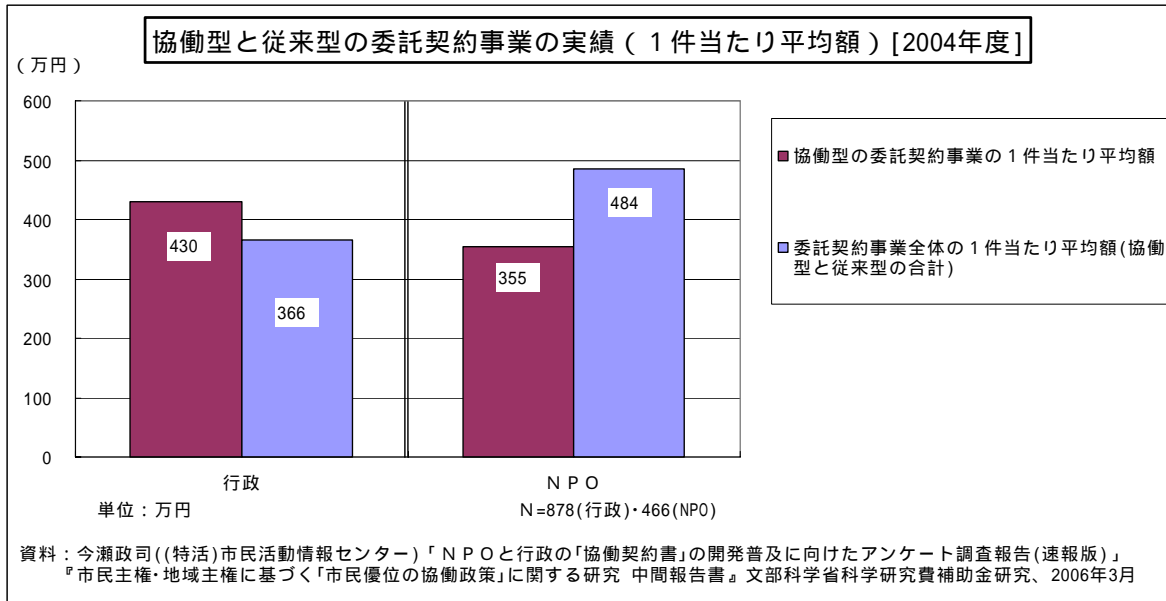
NPOの6割は、行政からの受託実績を持つ。
 行政の5割は、NPOへの委託実績を持つ。
 協働政策ブームとともに、委託(受託)契約事業という需給関係がNPOと行政それぞれに広く浸透してきている。



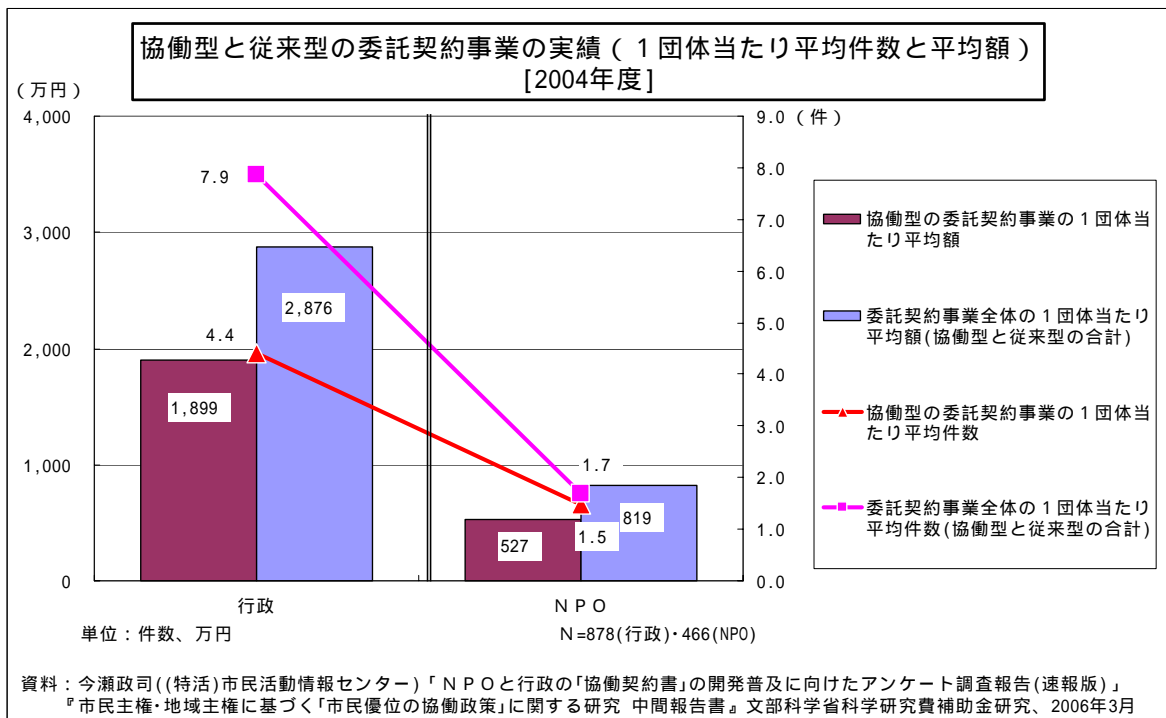
NPOの行政受託実績で、「協働型」と「従来型」は1対2の割合。
 行政のNPO委託実績で、「協働型」と「従来型」は1対3の割合。



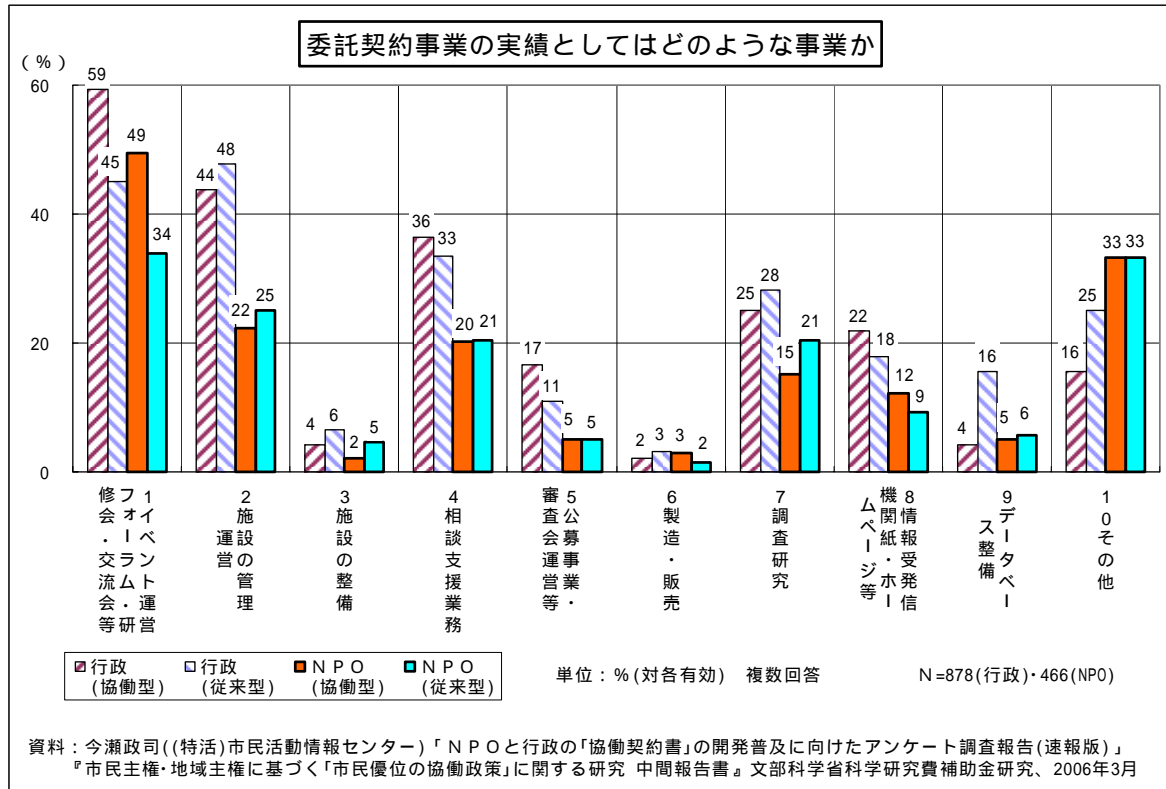
行政からNPOへの委託契約事業の1件当たり平均額は、およそ400万円前後。
 (NPOの行政受託は、「協働型」がおよそ平均額360万円、「従来型」を含めると480万円。
 行政のNPO委託は、それぞれ430万円、370万円。) (2004年度ベース、有効回答のみ)



NPOの行政受託は、「協働型」がおよそ一団体当たり平均1.5件、530万円、
 「従来型」を含めると1.7件、820万円。
 行政のNPO委託は、それぞれ4.4件、1,900万円と、7.9件、2,880万円。
 (2004年度ベース、有効回答のみ)

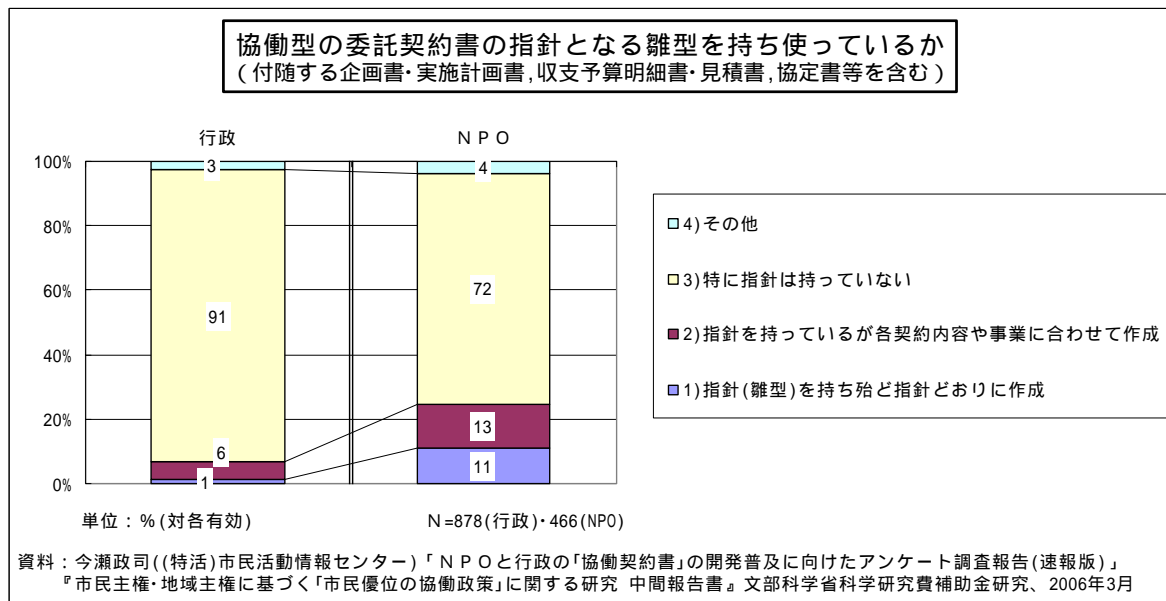


委託契約事業の内容については、NPO・行政回答ともに、「イベント運営」、「施設の管理運営」、「相談支援業務」、「調査研究」、「情報受発信」の順に多い。
 両回答ともに、どの事業も「協働型」と「従来型」が同水準だが、「イベント運営」は「従来型」に比べて「協働型」が特に多い。



(2) 行政からNPOへの委託契約書(協働型・従来型)の基本的関係の実態

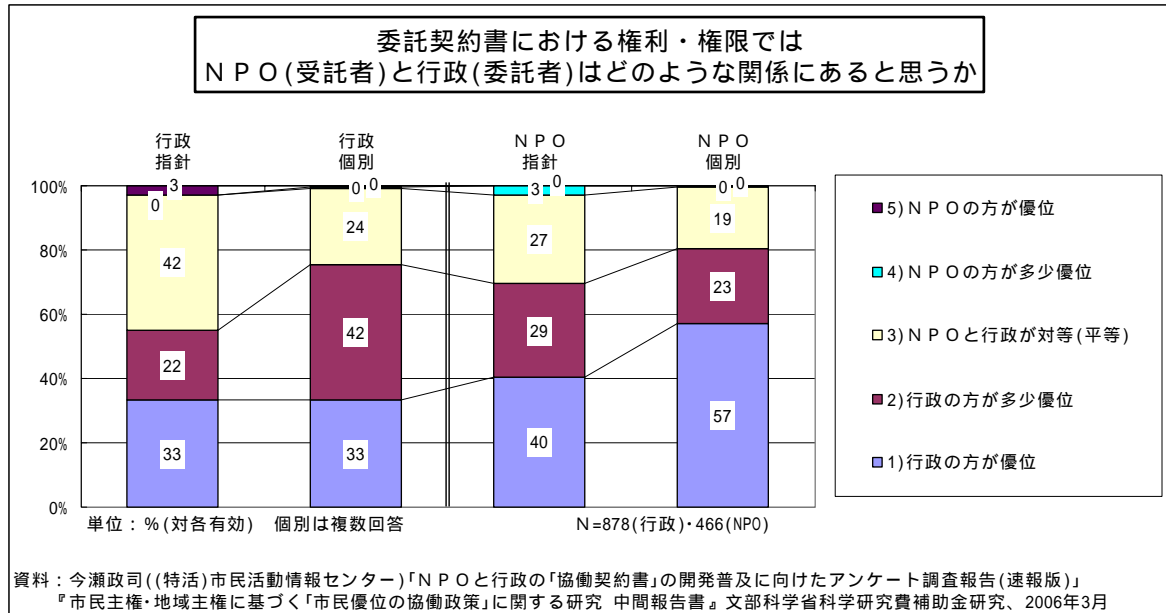
「協働型」の委託契約書の「指針」(雛型)を持つのは、NPOが2割強、行政が1割弱。
 (付随する企画書・実施計画書、収支予算明細書・見積書、協定書等を含む)



委託契約書における権利・権限では、「行政優位（多少含む）」は、NPO・行政回答ともに6～8割に上る。「NPO優位」は殆どない。

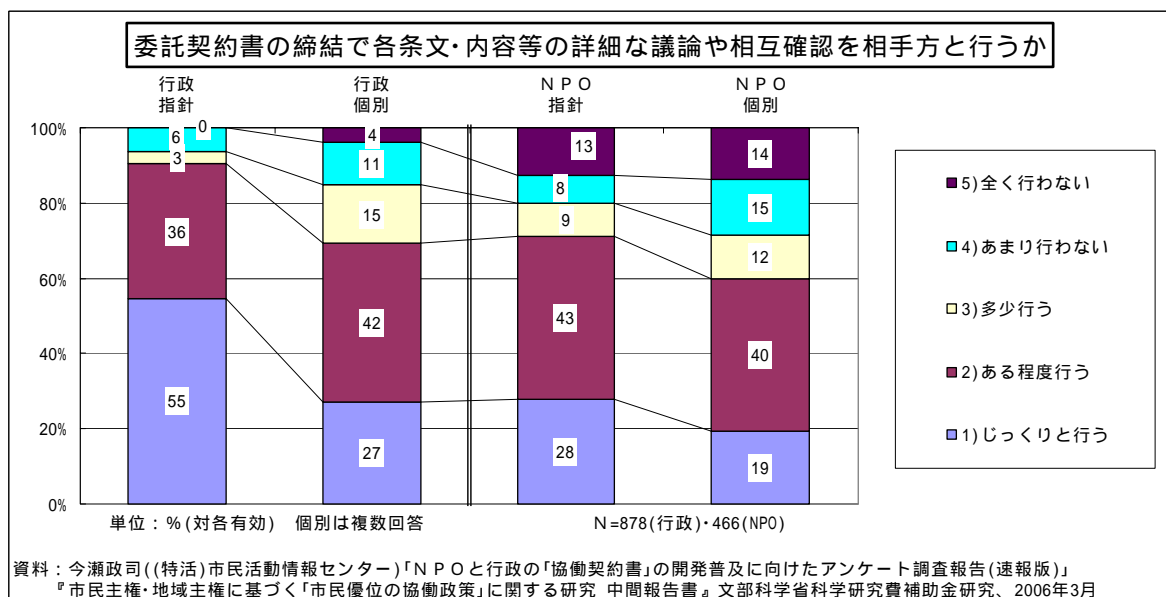
「NPOと行政が対等」は2～3割と少ない（行政の「指針」回答では4割と若干高めだが）。

「協働政策」としての委託契約事業の意義・あり方として、NPOと行政が「対等」な関係であることが一般に言われているが、この結果を含めたアンケート調査結果全般ならびに個々の事例調査などから、その実態としては、「行政優位」の関係が多いことが分かった。



委託契約書の締結で各条文・内容等の詳細な議論や相互確認を相手と行っているかについて、「指針」案件では、「じっくりと行う」が、行政の6割弱に対して、NPOでは3割と少ない。また、「(全く・あまり)行わない」は、行政の数%に対して、NPOでは2割と比較的多く、NPOと行政の間で意識のギャップが見られる。

「個別」案件でも、同様の傾向が見られる。



(3) 行政からNPOへの「委託契約書」の実態と「協働契約書」の検証

「権利の帰属」(成果物等の著作権等)について、「すべて行政に帰属」と「すべて行政に帰属だが行政承認でNPOも利用可」は、NPO回答では「個別」「指針」案件ともに、計4割に上り多くなっている。行政回答でも、「指針」案件では同2割であるが、「個別」案件では同4割に上り多くなっている。

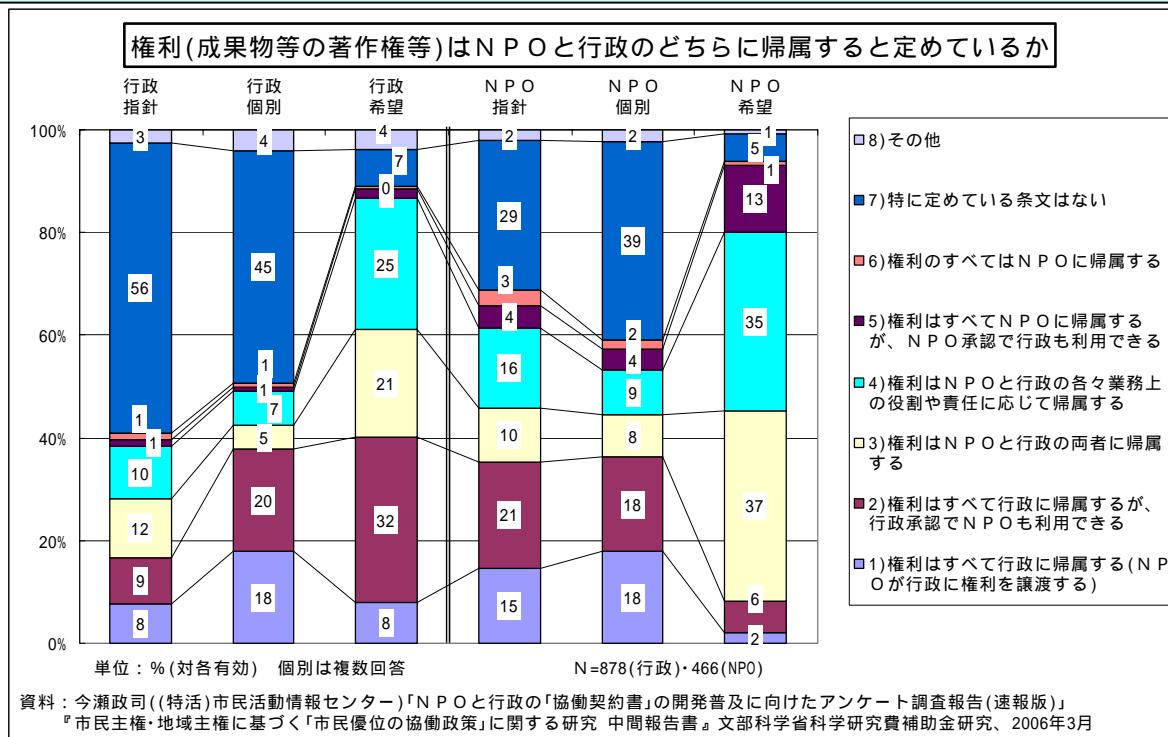
「NPOと行政の両者に帰属」と「NPOと行政の各々役割・責任に応じて帰属」は、NPO・行政回答ともに計1～3割弱と少ない。ただ、NPO回答では、「個別」案件の同2割に比べれば、「指針」案件は同3割弱が多めであり、行政回答でも、「個別」案件同1割に対して「指針」案件同2割が多めになっている。

「すべてNPOに帰属」は、NPO・行政回答ともに、僅か数%と少ない。

「特に定めはない」は、NPO回答で3～4割、行政回答では5～6割と多い(これは事業内容により権利関係があまり問題とならないことに加え、意識的に条文明記しない事例などによるものであり、その場合には、実態としての力関係が結果的に権利の帰属先を左右していると思われる)。一方、「希望」としては、「NPOと行政の両者に帰属」と「NPOと行政の各々役割・責任に応じて帰属」が、NPO回答で計7割、行政回答で計5割に上り非常に多い。

この結果から「行政のみに権利が帰属する」という契約内容が多い傾向にあることが分かった。個々の事例調査からは、行政のみに権利が帰属するために、事業の成果をNPOがその後の事業展開に十分に生かせないケースのあることが分かった。

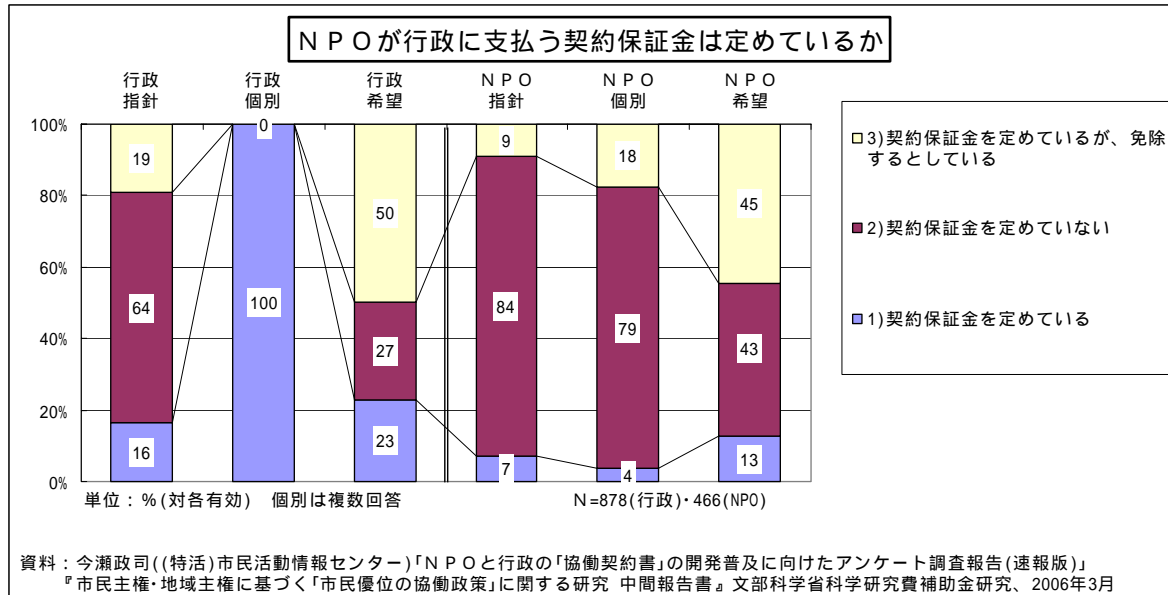
ただ、「個別」案件に比べれば、協働型の委託契約書の「指針」案件で「両者に帰属、役割に応じて帰属」が多めの傾向があった。今後の「希望」としても、「両者に帰属、役割に応じて帰属」が非常に多く、NPOにも権利が帰属するような契約形態への見直しを期待する声が多いことが分かった。また、個々の事例調査では、契約書に付随して「協定書」を結ぶなどして、双方に権利を帰属させる形態を模索するようところも増えてきていることも分かった。



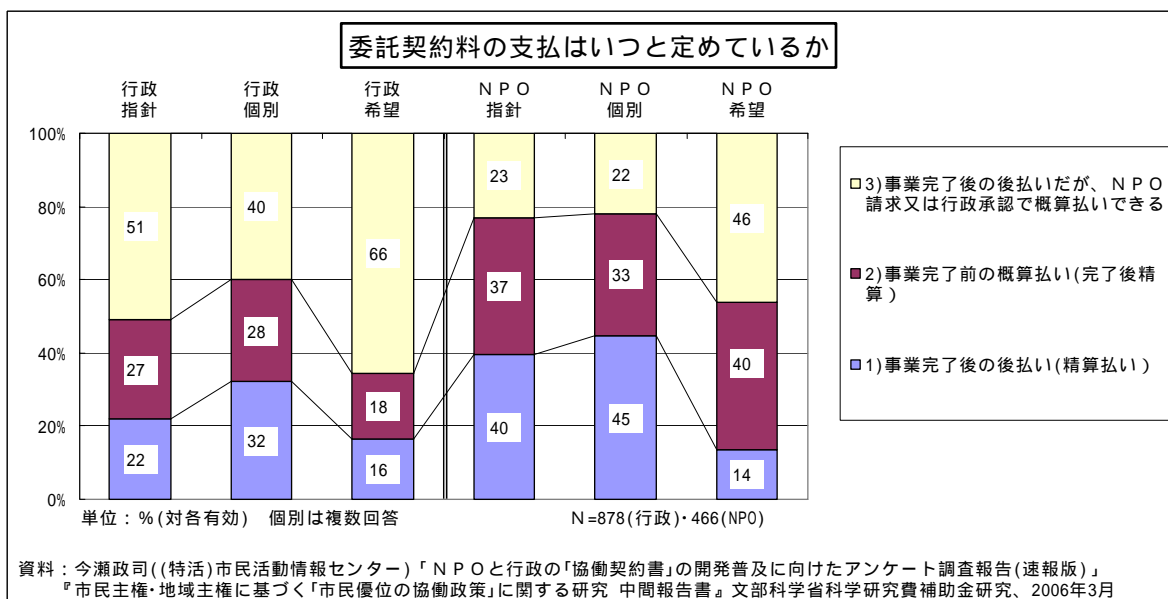
委託契約で「契約保証金」は定めることが義務付けられているためか、行政回答では「個別」案件で「定めている」が100%となっている。だが、NPO回答では同数%しかなく逆の傾向になっている。

一方、「指針」案件では、NPO・行政回答ともに、「定めている」は1割前後と少なく、「定めていない」(6~8割)と「定めているが免除するとしている」(1~2割)が合わせて9割前後となっている。

「希望」としては、両回答ともに、「定めているが免除するとしている」が5割で現状回答に比べて多い。

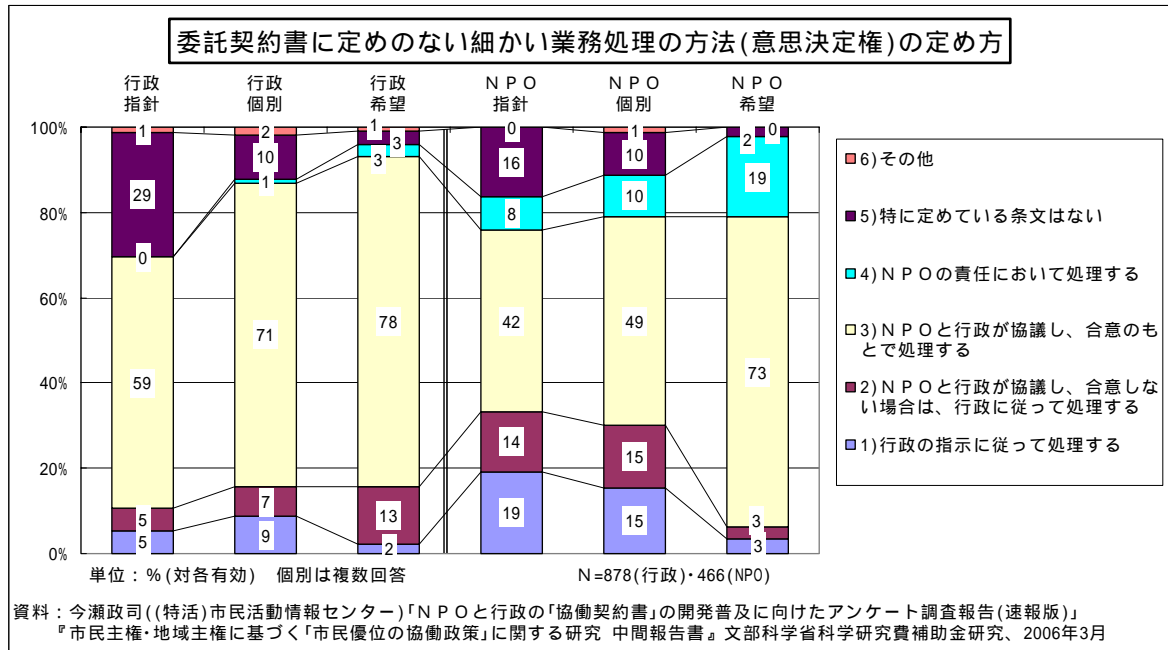


委託契約料の支払いは、NPO・行政回答ともに、「後払い」の2~4割に対して、事業完了前の「概算払い」あるいは「後払いだが行政承認で概算払い可能」が計6~8割が多い。「希望」としては、両回答ともに、計9割近くが「概算払い」あるいは「後払いだが行政承認で概算払い可能」と回答。



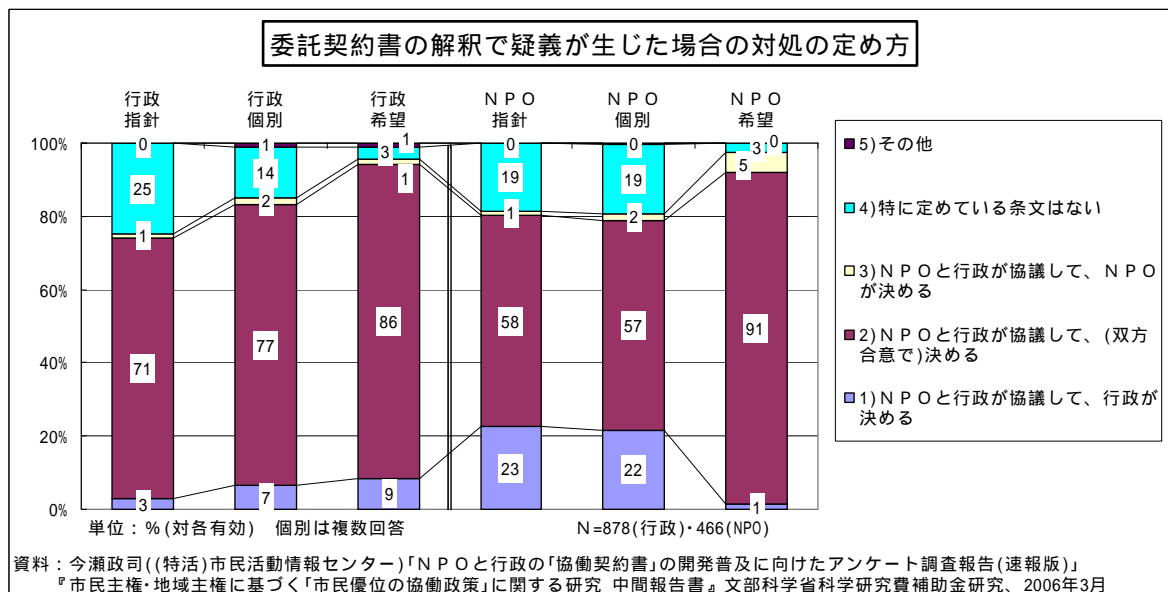
委託契約書に定めのない細かい業務処理方法（意思決定権）の定め方では、NPO回答と行政回答にギャップが見られる。

行政回答では、「行政の指示で処理（「協議し合意しない場合は行政の指示で処理」を含む）」が1～2割、「NPOと行政の協議合意で処理」が6～7割、「NPOの責任で処理」がほぼゼロ。一方、NPO回答では、行政回答に比べて「行政の指示で処理」が3割と多めで、「NPOと行政の協議合意で処理」が4～5割と少なめになっている。「NPOの責任で処理」は1割ある。「希望」としては、NPO・行政回答ともに、「NPOと行政の協議合意で処理」が7～8割と多い。



委託契約書の解釈疑義の対処法では、「行政決定」が行政回答で数%に対して、NPO回答では2割となっており、ギャップが見られる。

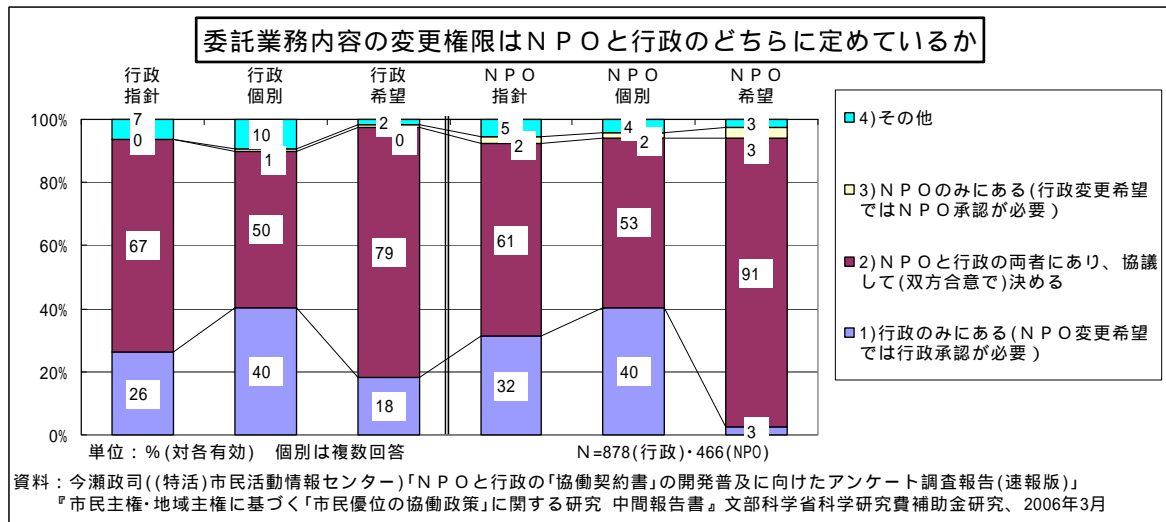
「協議合意決定」も行政回答の7～8割に比べて、NPO回答では6割で開きがある。「希望」としては、NPO・行政回答ともに、9割が「協議合意決定」を望むと回答。



業務内容の変更権限は、NPO・行政回答ともに、「行政のみにある」が3～4割に上り、NPOが「意思決定権」を持たないケースが少なくないことが分かった。

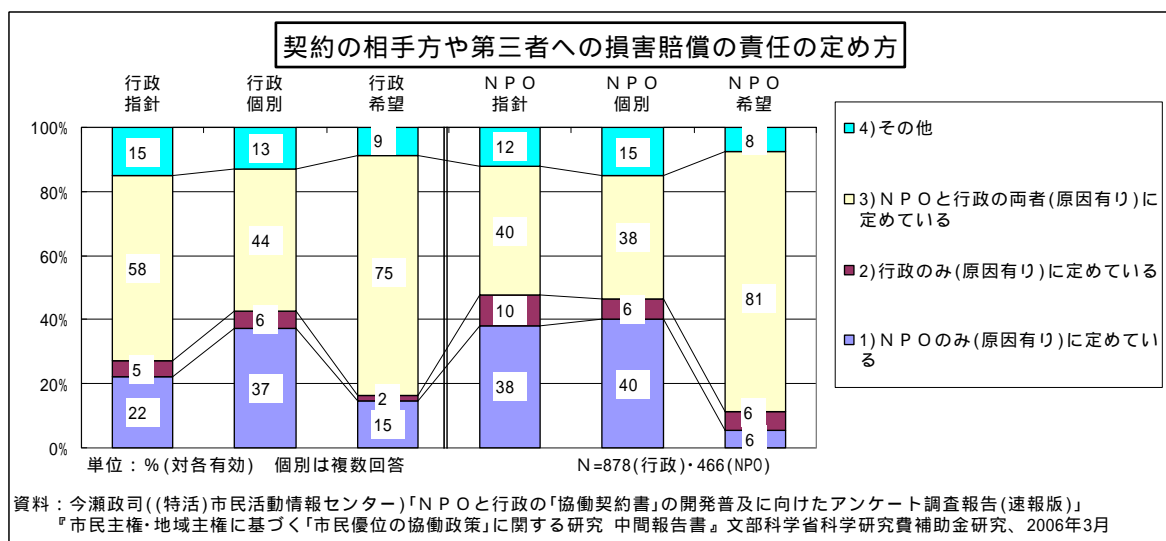
一方、「希望」としては、「NPOと行政の両者に権限があり、協議して合意で決める」の回答が、行政で8割、NPOでは9割にも上っており、改善を期待する声は多い。

個々の事例調査からは、NPOが「意思決定権」を持たないために、NPO自身の持ち味を十分に発揮できないケースのあることが分かった。

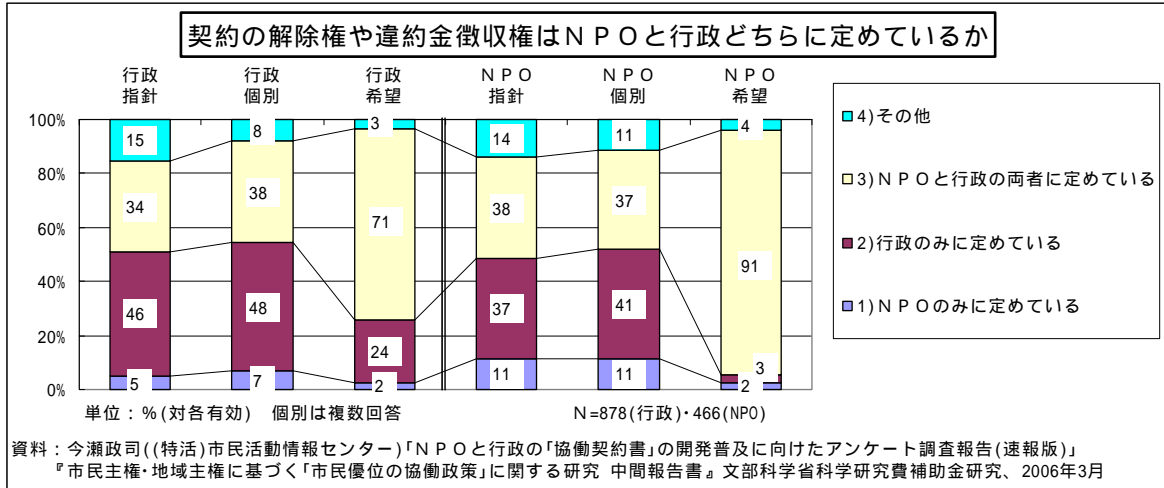


契約の相手方や第三者への損害賠償責任の定め方では、NPO・行政回答ともに、「NPOのみに責任を定めている」が2～4割、「両者に責任を定めている」が4～6割、「行政のみに責任を定めている」は僅か数%～1割。

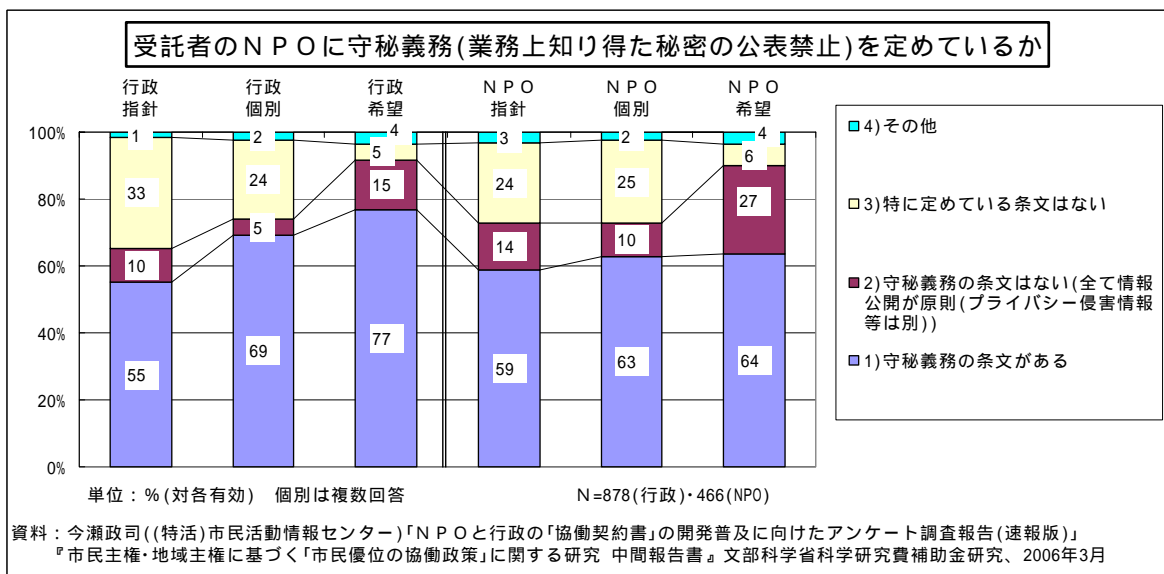
一方、「希望」としては、両回答ともに、「両者に責任を定める」が8割に上っており、改善を期待する声は多い。



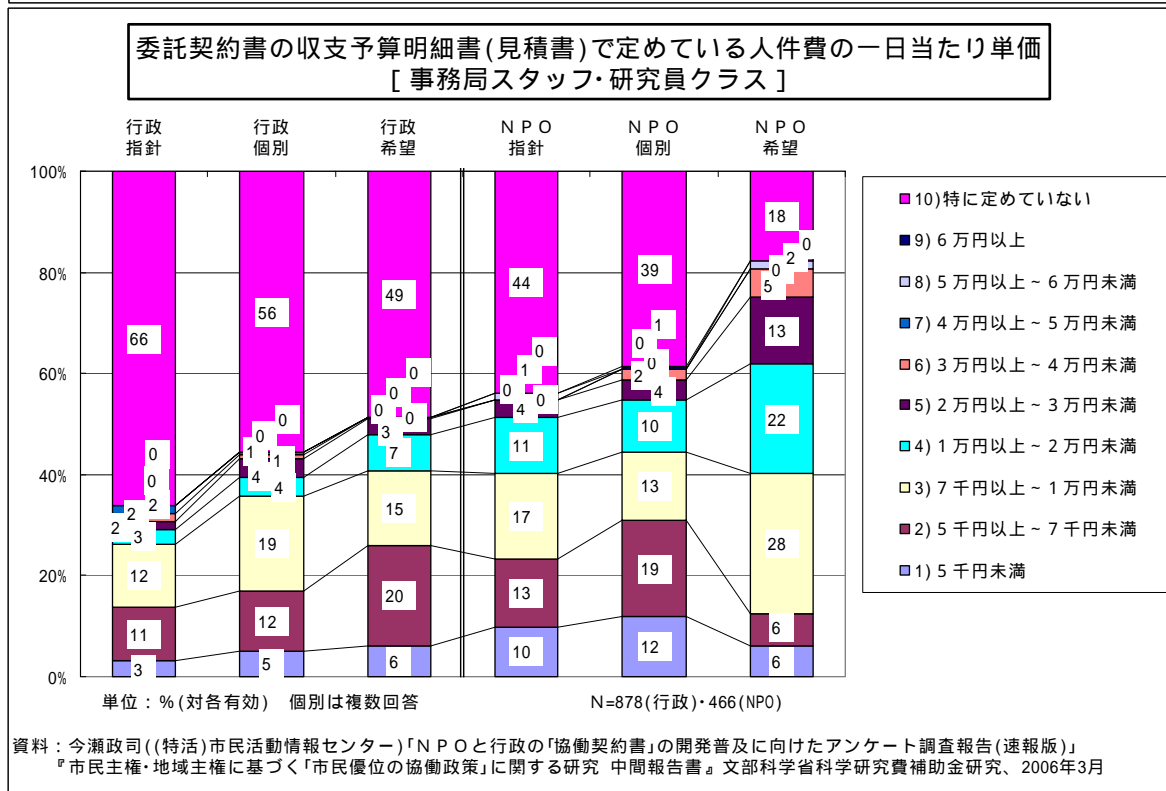
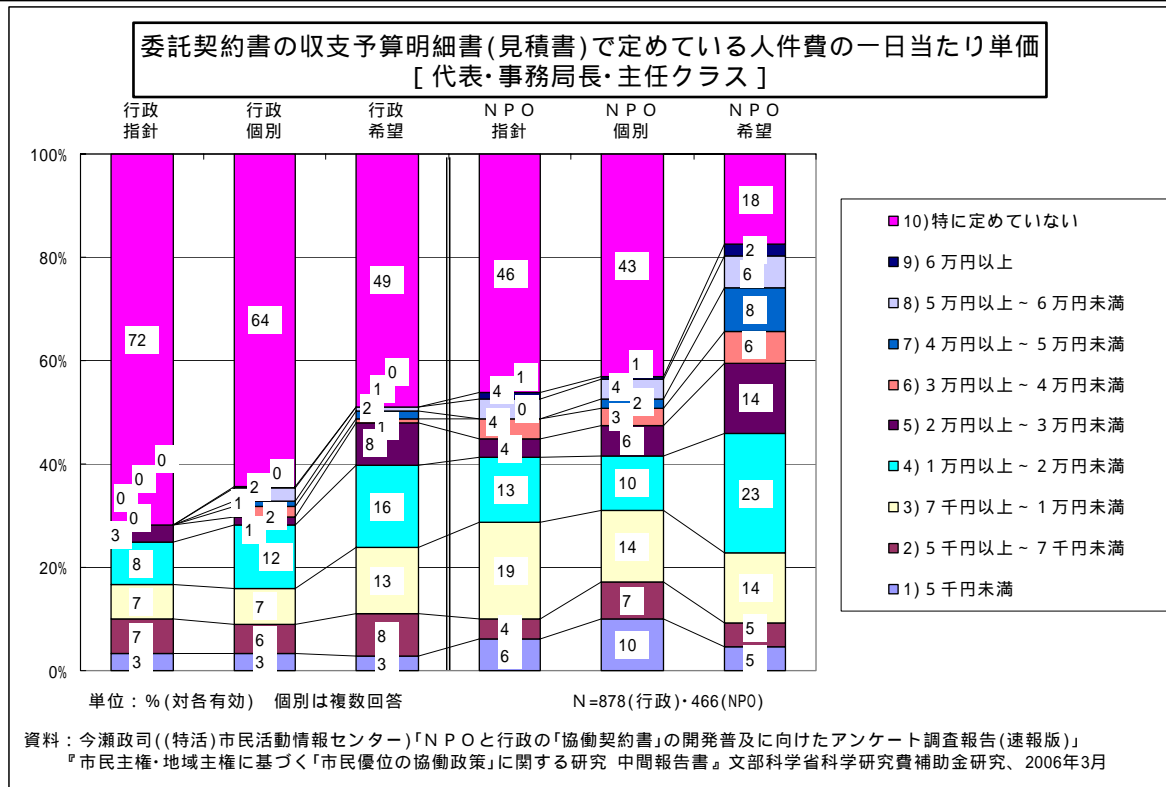
契約の解除権や違約金徴収権では、NPO・行政回答ともに、「行政のみに定めている」が4～5割と多く、「両者に定めている」は3～4割、「NPOのみに定めている」は僅か数%～1割。一方、「希望」としては、両回答ともに、「両者に定める」が7～9割にも上っており、改善を期待する声は多い。



受託者のNPOに守秘義務(業務上知り得た秘密の公表禁止)を定めているかについては、NPO・行政回答ともに、「条文がある」が5～7割、「条文はない」「特に定めはない」が計3～4割。
「希望」としては、両回答ともに、「条文はない」を望むところが、現状に比べて2～3倍と多い。



見積書の日あたり人件費単価について、NPO回答では、「1万円未満」は、「代表・事務局長・主任クラス」が3割、「事務局スタッフ・研究員クラス」が4割に上っている。「2万円未満」は、それぞれ4割と5割強。「2～6万円」は、それぞれ1～2割弱と数%で非常に少ない。一方、「希望」としては、「2～6万円」がそれぞれ3割強と2割で現状に比べて多くなっている。行政回答としては、どちらのクラスも「特に定めていない」が6～7割と多い。だが、個々の事例を見ると、行政の指示で見積書の人件費単価が決まったケースが少なくないことが分かった。こうしたNPOの人件費単価の水準は、行政が企業等に委託する場合の人件費単価に比べて、他の調査事例から比較して見ると低い傾向にある。個々のNPO事例調査からも、NPOの低い人件費単価に対しては問題を指摘する声が多く聞かれ、改善への取り組みが求められるといえる。

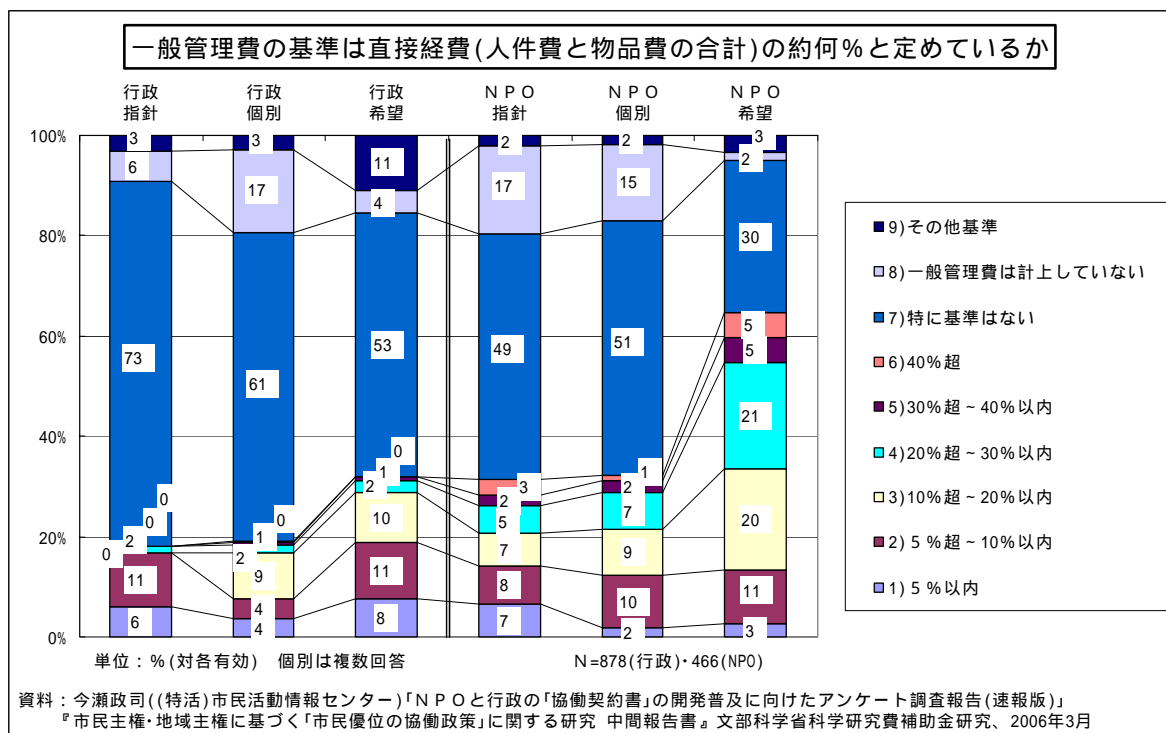


委託契約書の見積書における「一般管理費」の基準について、NPO回答では、「特に基準はない」が5割で半数を占める。基準を定めているのは計3割で、そのうち「対直接経費（人件費と物品費の合計）比率」は「30%以内」が大半で、「10%以内」がその半数。

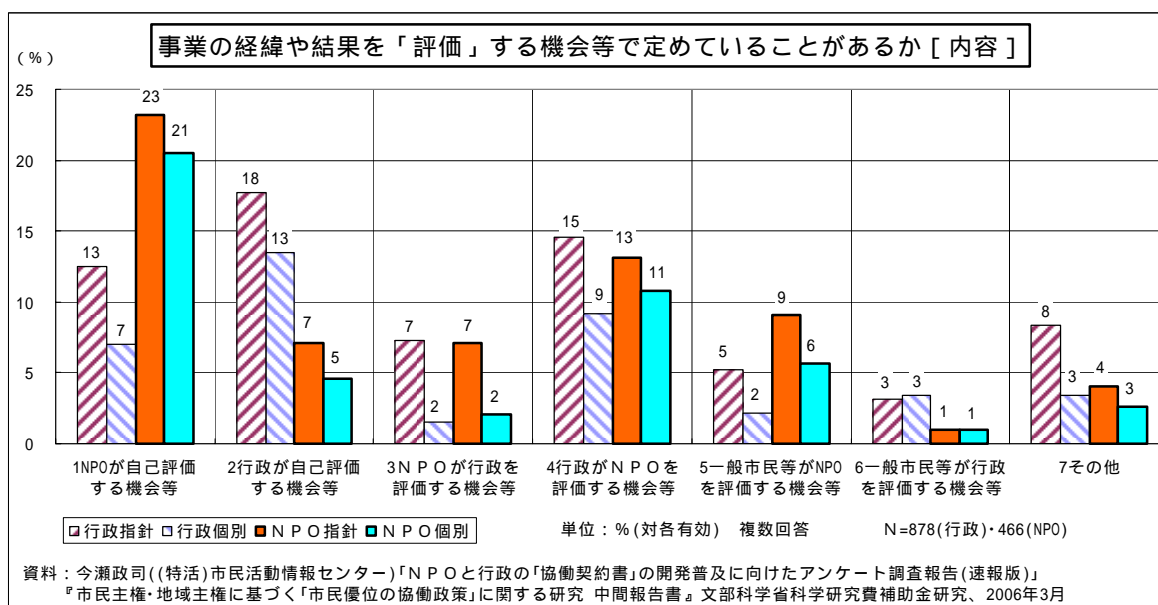
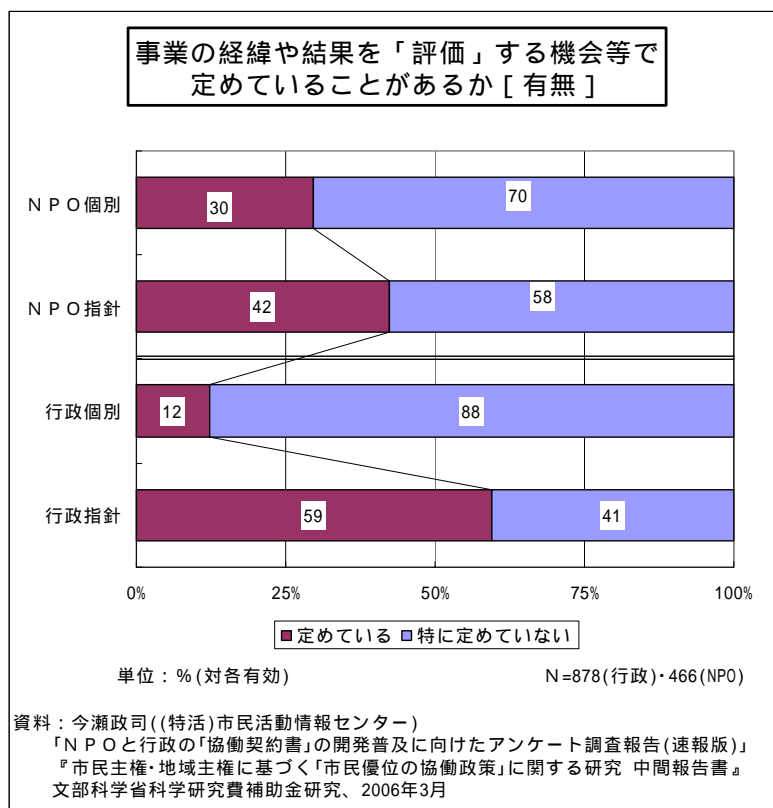
「一般管理費を計上していない」は2割にも上る。

一方、「希望」としては、「特に基準はない」が3割。基準を定めているのは計7割弱で、そのうち「対直接経費比率」は「10～40%超」が大半。「一般管理費を計上しない」を望む回答は殆どない。

行政回答では、「特に基準がない」が6～7割と多い。「希望」としても5割に上る。だが、個々の事例を見ると、行政の指示で見積書の「一般管理費」の有無や程度が決まったケースが少ないことが分かった。



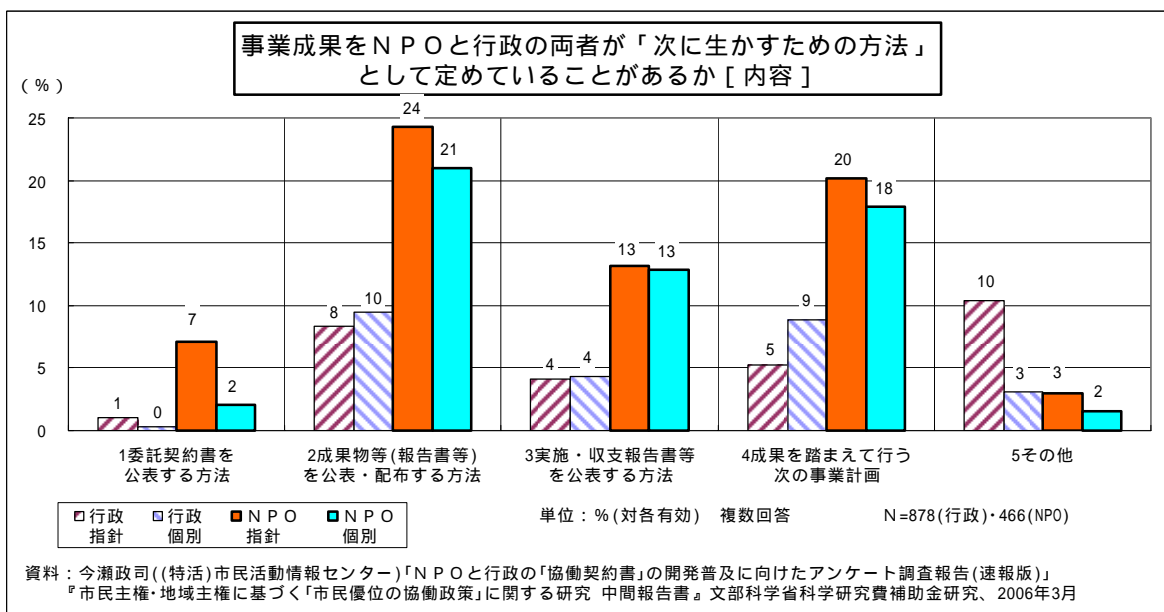
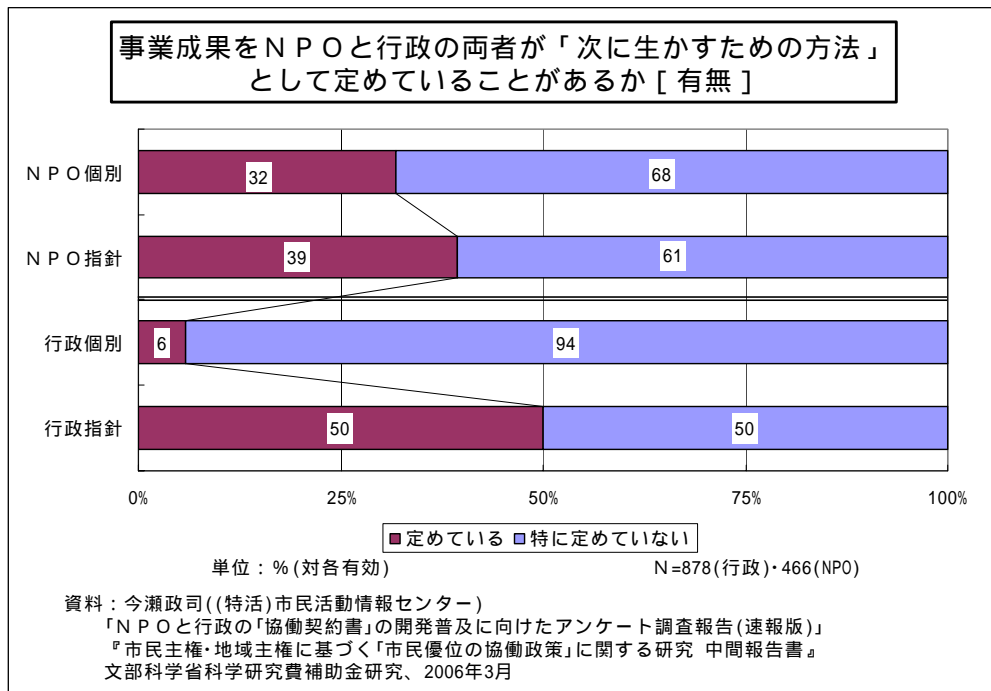
事業の経緯や結果を「評価」する機会等を定めているのは、NPO回答で3～4割。
 行政回答では「個別」案件としては1割と極めて少ないが、「指針」案件としては6割に上る。
 その具体的な内容について、NPO回答では「NPOが自己評価する機会」、行政回答では「行政が自己評価する機会」がそれぞれ最も多い。NPO・行政回答ともに、「NPOが行政を評価する機会」は「行政がNPOを評価する機会」に比べて少ない。また、「一般市民等が行政あるいはNPOを評価する機会」はあまりない。



事業成果をNPOと行政の両者が「次に生かすための方法」として定めているのは、NPO回答で3～4割。行政回答では「個別」案件としては数%と極めて少ないが、「指針」案件としては5割に上る。

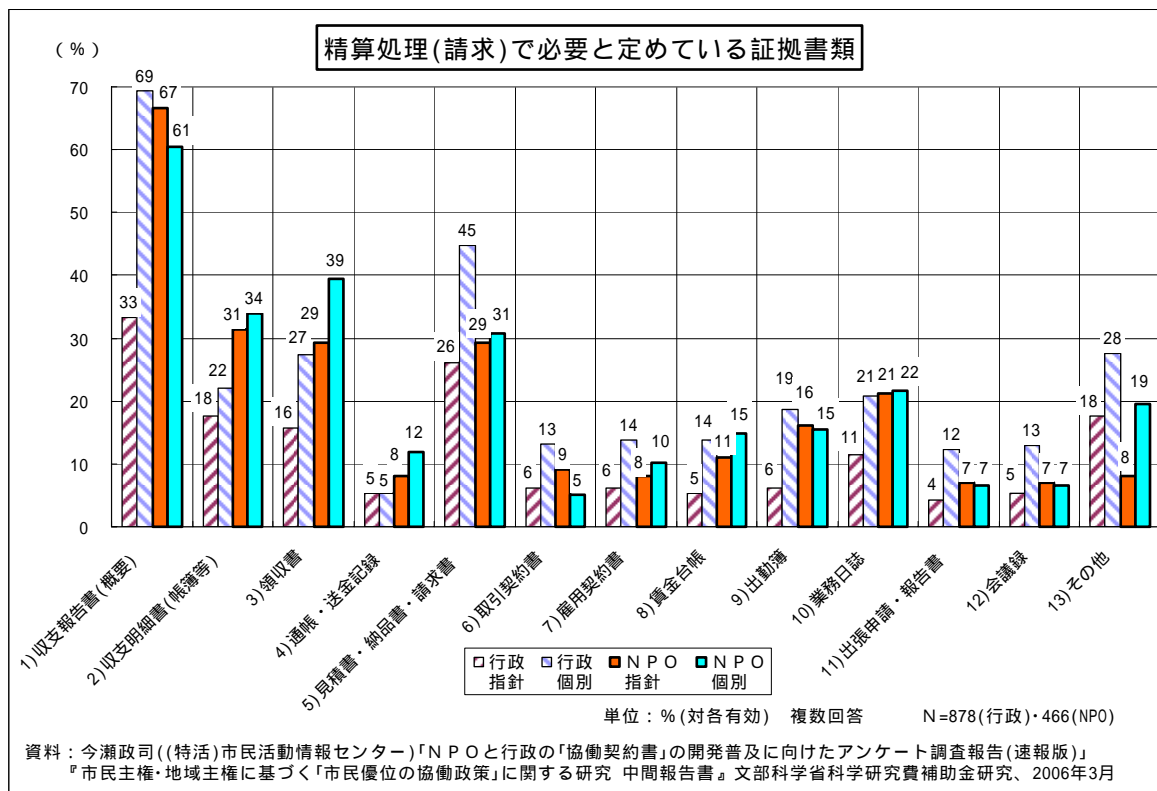
その具体的な内容について、NPO回答では、「成果物等を公表・配布する方法」や「成果を踏まえて行う次の事業計画」が比較的多く、「委託契約書を公表する方法」や「実施・収支報告書等を公表する方法」は少ない。

行政回答でも、「成果物等を公表・配布する方法」や「成果を踏まえて行う次の事業計画」が比較的多いものの、NPO回答に比べると半数以下と少なく、ギャップが見られる。



精算処理(請求)で必要と定めている「証拠書類」について、行政回答では、協働型の委託契約書の「指針」案件が、「個別」案件に比べて総じて少ない傾向にある。

具体的な「証拠書類」としては、NPO・行政回答ともに、「収支報告書(概要)」が最も多い。それ以外の詳細な各「証拠書類」については、「領収書」「見積書・納品書・請求書」「収支明細書(帳簿等)」が若干多めではあるが、定めているところは総じて少ない。



3. 「協働契約書」の更なる改良開発・普及をめざして

本稿では、『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査』の結果（速報版）の概要をご紹介したが、全般を通して浮かび上がったことは、これまでの「NPOと行政の協働政策」におけるNPOと行政の関係は「対等」ではなく、「行政優位」が実情であること。その一方で、本当の意味での「対等」な関係を目指す取り組みがNPOと行政の双方で芽生えていることである。そして、開発・提唱させて頂いている「協働契約書」の検証結果としては、総じて評価する声が少なくなく、新たな契約システムを求めるニーズの高いことがあらためて分かった。

現在進めている『市民権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究』では、「協働契約書」の開発普及に向けて、個別事例を含めながら、さらに詳細な調査・分析・検証を進めており、その過程では、提起すべき新たな課題とともに、興味深い可能性を秘めた解決策などが浮上りてきている。今後、こうした新たな課題・解決策やアンケートを含めた研究結果を踏まえて、新たな契約システム「協働契約書」の改良開発を行うとともに、更なる普及活動に努めていきたいと考えている。そして、本当の意味でのNPOと行政の協働政策が各地各分野において実現していくことを期待している。

主な参考論文（市民活動情報センターのホームページにも掲載 <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>）

- 今瀬政司「市民権・地域主権の確立をめざして～市民権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回市民権・地域主権フォーラム開催資料』（特活）市民活動情報センター、2004年2月
- 今瀬政司「市民権・地域主権の確立をめざして～市民優位の協働政策～」『市政研究 No.143号』大阪市政調査会、2004年4月
- 今瀬政司「NPOと行政の協働政策ブームの検証」『大阪NPO通信むすび vol.58』（特活）大阪NPOセンター、2004年7・8月
- 今瀬政司「経済不況とNPO～緊急地域雇用特別交付金事業を巡って～」『大阪NPO通信むすび vol.27』（特活）大阪NPOセンター、1999年9月

当研究におきまして、調査にご回答ご協力いただきましたNPO（466団体）と行政（878団体）の皆様には、深くお礼を申し上げます。

また、作業協力をいただいた研究スタッフや無償ボランティアの方々（坂入靖子、片岡慶助、山本麻祐子、榎本遊、島久美子、小川将史、久保友美（敬称略））、その他ご協力をいただきました多くの方々には、深くお礼を申し上げます。

研究代表者 今瀬政司（(特活)市民活動情報センター代表理事）

（転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと）

2005～2006年度 文部科学省「科学研究費補助金」研究（若手研究(A) 研究課題番号 17683001）

『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究 中間報告書』

NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告（速報版）

2006年3月31日発行

研究代表者・発行 今瀬政司（特定非営利活動法人 市民活動情報センター 代表理事）

[文部科学省「科学研究費補助金」指定研究機関番号 94402]

特定非営利活動法人 市民活動情報センター

〒552-0021 大阪市港区築港 2-8-24 piaNPO 506号室

TEL: 06-4395-1144 FAX: 06-4395-1145

E-mail: sic@mx.mesh.ne.jp

URL: <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>